

### 13 平成17年4月14日申請（平成17年（争）第1号）（役務提供に関する契約の取次ぎ）

#### （1）経過

平成17年	
4月14日	イー・アクセス株式会社（以下「イー・アクセス」という。）から、あっせんの申請。（⇒（2））
15日	委員会から、西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）に対し、あっせんの申請があった旨の通知。
18日	あっせん委員（富沢委員、長谷部特別委員及び藤原特別委員）の指名。
5月9日	NTT西日本から、答弁書の提出。（⇒（3））
13日	両当事者から意見の聴取。 両当事者間で解決のための合意が成立。（⇒（4）） あっせん終了。

#### （2）申請における主な主張

平成16年7月、イー・アクセスは、AOLジャパン株式会社のプロバイダ事業の営業譲渡を受けた後、NTT西日本からフレッツサービスの注文取次業務契約の解除を通告されたが、平成17年3月末までの間は、受付業務の覚書を締結して受付業務を継続してきた。

しかし、平成17年3月末で受付業務は解除となり、このため、インターネットのアクセス回線としてフレッツサービスを希望するAOLユーザーは別々に申込みを行わなければならない、利便性が損なわれている。

このため、NTT西日本とのフレッツサービスの受付業務の再開についてあっせんを希望する。

#### （3）答弁書における主な主張

ア 代理店契約は、事業者間の自由な意志に基づく任意の契約であり、解消できる自由は当然有している。代理店契約を締結しないことが、NTT西日本の支配的地位を前提として接続の可否といったISP事業の継続を危うくするものではなく、利用者にとっても特段のデメリットを生じさせ

るものではない。

- イ フレッツサービスの受付については、I S P事業者経由だけでなく、116やウェブ等で簡単に申し込める仕組みが整っている。
- ウ 契約を締結することで競合するイー・アクセスに対して、N T T西日本の営業戦略や営業手法等の経営に直結する重要な情報の流出が懸念される。

#### (4) 合意の内容

- ア N T T西日本とイー・アクセスは、本年3月31日まで締結していた「受付業務に関する覚書」に以下の点を追記した覚書を平成17年度においても締結する。
  - (ア) 代行申込に関する手数料は設定しない。
  - (イ) N T T西日本とイー・アクセスは、覚書に基づく代行申込の遂行上知り得た相手方の営業上の情報、技術上の情報、顧客情報及びその他一切の情報（N T T西日本又はイー・アクセスが知る前に公知の情報である情報を除く。）をイー・アクセスのアクセスラインの販売勧奨等、代行申込業務の遂行以外の目的で、自ら使用し、若しくは第三者に開示又は漏洩しない。
  - (ウ) 前項の目的のため、イー・アクセスは、代行申込を実施するに当たって、I S P事業であるA O Lサービスとアクセス事業について、物理的、組織的に遮断を行う。
  - (エ) 覚書の更新に当たっては、当該期間におけるイー・アクセスによる代行申込実績、ファイアウォールの実施状況及びF T T Hへの参入状況を踏まえ、N T T西日本及びイー・アクセス双方で誠実に協議を行う。
- イ 取次いだ利用者の開通情報については、N T T西日本が開示を行う。